

(要領様式第2)

事業計画概要書に対する市長意見書

平成29年5月30日

宝資源開発株式会社

代表取締役 杉山由香梨 様

長野市長 加藤久雄

平成29年4月11日付けで提出のあった事業計画概要書について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第52条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野市青木島町青木島乙 661番地 宝資源開発株式会社 代表取締役 杉山由香梨
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	(1) 圧縮・結束施設：長野市篠ノ井御幣川字南松島748番3他 (2) 減容固化施設：長野市篠ノ井御幣川字南松島727番10
(3) 廃棄物の処理施設の種類	ごみ処理施設（圧縮・結束施設） 産業廃棄物中間処理施設（圧縮・結束施設、減容固化施設）
(4) 処理を行う廃棄物の種類	一般廃棄物：紙くず、廃プラスチック類 産業廃棄物：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類（以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	(1) 圧縮・結束施設 一般廃棄物： 廃プラスチック類 62.4 t / 日（8時間） 産業廃棄物： 木くず 463.2 t / 日（8時間） ゴムくず 438.4 t / 日（8時間） 金属くず 878.4 t / 日（8時間） ガラスくず類 777.6 t / 日（8時間） がれき類 1068 t / 日（8時間） (2) 減容固化施設 産業廃棄物： 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 1.6 t / 日（8時間）

	変更後	変更前
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	(1) 圧縮・結束処理する一般廃棄物の種類： 紙くず、廃プラスチック類 (2) 圧縮・結束処理する産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 (3) 減容固化する産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）	(1) 圧縮・結束処理する一般廃棄物の種類： 紙くず (2) 圧縮・結束処理する産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	篠ノ井御幣川区、東横田区、西横田区 根拠：長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3第1項(5)	
(8) 関係住民の範囲及びその根拠	処理施設設置営業所の中心から概ね280m以内の住民、若しくは事業場を有する者及び農業を営む者 根拠：条例第45条第2項及び条例施行規則第40条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	平成29年6月4日(日)午後6時30分から 長野市篠ノ井御幣川 527番1 御幣川区公民館	

2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。